

老朽化した空き家を解体し、跡地の再生に取り組む方へ、最大 **30万円** を補助します。

解体工事費の1/3

### 補助対象となる主な要件

#### 空き家の要件

※全てを満たす建物が対象です。

- ① 戸建住宅又は併用住宅
- ② 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築確認）の建物
- ③ 1年以上誰も住んでいない又は所有者等が亡くなった後誰も住んでいない建物
- ④ 居住部分の床面積が50㎡以上

#### 対象者

※①と②を満たしている方が対象です。

- ① 補助対象空き家の所有者又は相続人
- ② 市税等を滞納していないかた

#### 対象となる工事

※全てを満たす令和2年4月1日以降の解体工事契約が対象です。

- ① 原則更地とする工事であること
- ② 解体に要する費用が50万円以上であること
- ③ 市内に本店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者が行う工事であること（建設業法の規定による許可を受けた者又はリサイクル法の規定による登録を受けた者が請け負う工事であること）



手続の流れ・必要な書類は裏面をご覧ください。

補助できる件数には限りがございます。検討されている方は一度ご相談ください。また、不明な点等ございましたら、下記の問い合わせ先までお願いいたします。

【問合せ先】 日立市 都市建設部 住政策推進課（本庁5階 山側）  
〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294-22-3111 内線 247 又は 436  
Eメール [juseisaku@city.hitachi.lg.jp](mailto:juseisaku@city.hitachi.lg.jp)  
FAX 0294-21-7750

## 手続の流れ・必要な書類

①

空き家の解体

- 解体工事の施工者は、解体等の建設業許可または建設リサイクル法の登録がある市内の事業者が対象ですので、確認してください。
- 事後申請になりますので、空き家の解体前の写真があるかどうか確認してください。

②

申請

- 日立市空き家解体補助金（利活用型）との重複しての申請はできませんので、ご注意ください。

以下の書類をそろえて、住政策推進課（市役所本庁5階 山側）に提出してください。

- ① 「日立市空き家解体補助金（宅地再生創出型）交付申請書（様式第1号）」（※）
- ② 「日立市空き家解体補助金（宅地再生創出型）に係る誓約書兼同意書」（※）
- ③ 解体前の「空き家の写真」
- ④ 解体工事の「工事請負契約書」の写し
- ⑤ 解体工事の「見積書」又は「請求書」の写し  
（工事の内訳明細書が記載されたもの）
- ⑥ 解体工事の「領収書」の写し
- ⑦ 解体工事の「完了写真」

（※）は、市ホームページからダウンロードできます。

③

補助決定

書類等の審査を行い、補助金交付決定通知を2週間程度で郵送します。

④

請求

日立市空き家解体補助金（宅地再生創出型）交付請求書（様式第3号）と、通帳の写しを住政策推進課に提出してください。

⑤

振り込み

指定の口座に振り込みます。

## 国では、空き家の発生を抑制するため、次の特例制度を設けています

### 空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）について

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、空き家となった被相続人の旧耐震基準の住居を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、その譲渡に係る譲渡所得の金額から**3,000万円が特別控除されます。**（適用期間：R5.12.31）

※本特例を適用した場合の譲渡所得の計算

譲渡所得 = 譲渡価格 - 取得費（譲渡価格5%※） - 譲渡費用（除却費用等） - **特別控除 3,000万円**  
※取得費が不明な場合、譲渡価格の5%で計算

### 500万円以下の低未利用土地等の譲渡を行った場合の譲渡所得の100万円特別控除について

低未利用土地等の利活用促進を図るため、500万円以下の低未利用土地等の譲渡を行った場合に、長期譲渡所得から100万円が特別控除されます。（適用期間：R4.12.31）※低未利用土地等…空き地及び空き家・空き店舗等の存する土地